

# 36協定作成

# 同一労働同一賃金等

# 参加無料 個別相談会

## のご案内



平成31年4月1日から、改正労働基準法をはじめとした働き方改革関連法が順次施行されており、令和2年4月からは、改正労働基準法に基づく中小企業に対する時間外労働の上限規制のほか、「パートタイム・有期雇用労働法」も施行されます。

つきましては**改正内容において、特に相談の多い36協定の作成と同一労働同一賃金等に関する個別相談会を開催いたします。**

**是非、この機会をご利用ください。**

**※36協定作成の相談の方は、現在の36協定を持参ください。**

主催：丹後労働基準監督署  
共催：京丹後市商工会 宮津商工会議所  
与謝野町商工会 伊根町商工会  
京都働き方改革推進支援センター



### 【会場及び開催日時】

日程	時間	会場
令和2年2月17日（月）	13:30 ～ 16:30	京丹後市商工会
令和2年2月18日（火）	13:30 ～ 16:30	伊根町商工会
令和2年2月20日（木）	9:30 ～ 12:00 13:30 ～ 16:30	与謝野町商工会 宮津商工会議所

※予約制にしております。参加希望の方は、下の申込表に事業場名等の記入と希望時間の欄に○を記入の上、FAX(0772-62-2932 丹後労働基準監督署)にて申込みください。相談会は、各回とも3組、所要時間は45分で予定しています。

### 【申込表】

事業場名		担当者名	
所在地	〒 — —		
連絡先	TEL : — —	FAX :	— —

開催日時	9:30～	10:15～	11:00～	13:30～	14:15～	15:00～	15:45～
2月17日（月）							
2月18日（火）							
2月20日（木）							

お申込み・  
お問い合わせ先

丹後労働基準監督署

〒627-0012 京丹後市峰山町杉谷147-14  
TEL 0772-62-1214 FAX 0772-62-2932